

市廃審 第27-001号
平成27年8月25日

市川市長 大久保 博 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会長 三橋 規 宏



市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

このことについて、第74回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

《会 議 録》

- 〔会議名称〕 第74回 市川市廃棄物減量等推進審議会
- 〔開催日時〕 平成27年7月7日（火） 14時00分～15時30分
- 〔開催場所〕 市川市役所 本庁舎5階 理事者控室
- 〔出席委員〕 三橋規宏、松本定子、大場諭、岩田元一、福島満、石井静雄、
宮方英二、原木一正、安東紀美代、柳沢泰子（以上10名）
- 〔事務局等〕 (1)佐藤副市長（委嘱辞令交付、諮問）
(2)清掃部 吉野部長、高橋次長
(3)循環型社会推進課 竹中課長、松丸主幹、藤原、河村、戸村、堀川、
田島、岡
(4)清掃事業課 村越課長、吉岡主幹
(5)清掃施設計画課 山口課長
(6)クリーンセンター 川島所長、椎名副参事
- 〔傍聴者〕 2名
- 〔会議次第〕 (1)委嘱辞令交付
(2)諮問
(3)開会
(4)議題
さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策（家庭ごみの有料化、
ごみ収集回数の削減、戸別収集の導入）について
(5)閉会
- 〔配付資料〕 ・広報いちかわ7月4日号
・諮問書（写し）
・資料1 ごみ排出量・処理量等の状況
・資料2 市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【概要版】
・資料3 家庭ごみ有料化制度について
・資料4 他市における家庭ごみ有料化の状況
・資料5 近隣市における家庭ごみの分別区分と収集回数
・資料6 戸別収集について
・資料7 今後のスケジュール（案）
- 〔会議概要〕 副市長から会長へ「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策（家庭ごみの有料化、ごみ収集回数の削減、戸別収集の導入）について」の諮問書を提出後、事務局から諮問理由・配付資料の説明を行うと共に各委員からの質疑に回答する形で審議会を進めた。

〔会議詳細〕

【委嘱辞令の交付】

(省略)

【諮問】

竹中課長：続いて、当審議会への諮問書の提出がございます。会議は、その諮問を受けての開催となります。

では、佐藤副市長、よろしく願いいたします。

佐藤副市長：市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年条例第 13 号）第 8 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

「諮問事項 さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策（家庭ごみの有料化・ごみ収集回数の削減・戸別収集の導入）について」

(佐藤副市長より三橋会長へ諮問書を提出)

竹中課長：ただいまの諮問につきまして、佐藤副市長よりご挨拶がございます。

佐藤副市長：改めましてこんにちは、副市長の佐藤でございます。

本日は市長の大久保が公務で出張中のため、私からご挨拶をさせていただきます。

皆様方には、日ごろから市川市の廃棄物減量に対して様々なご協力、ご意見を頂戴し、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

今、諮問書を提出させていただきましたが、大場委員からもありましたとおり、廃棄物、ごみというものは、年齢、性別、ライフスタイルに関係なく、日常生活につきまとうもので、切り離せない問題です。

その処理に関しても、我々の生活に振り返ってくるものです。沢山のごみが焼却されれば、大気汚染にもつながるし、燃やすごみ、燃やさないごみが分別せずに出されて焼却すると、場合によっては有毒な物質が発生する場合があります。ボンベなどが混入すると従事する職員の安全性にも影響することがあります。

また、一旦ごみとして袋に入れて外に出してしまうと、他人事のようになり、集積所を提供し、管理いただいている人の善意なども忘れがちになってしまいますが、市民の方には、心に留めておいてほしいと思うところで

あります。

これまで市川市でもごみの分別の徹底や減量の推進、資源化に取り組んできましたが、ここにきて減量が停滞気味であります。ご存知のとおり、市川市には最終処分場がないため、焼却残さは税金を使ってよその市にお願いして処分させていただいています。ごみの減量が進まないとその経費は莫大なものとなってきますし、今後いつまでも最終処分場が使えるのか、といった問題もあります。そんな中、クリーンセンターも延命化はしましたが、建て替えの準備をしなければいけない時期となっています。限りある財源を有効に活用するには、その規模も縮小したい考えです。

そういった意味から更なるごみの減量に取り組まなければいけない状況です。その方策として、家庭ごみの有料化、収集回数の削減、戸別収集の導入を打ち出したところであります。家庭ごみの有料化、収集回数の削減はダイレクトにごみの減量につながると期待するものです。戸別収集にあっては、分別の徹底や資源化の誘導策になるだろうと期待しますし、ご高齢の方や障害をお持ちの方、小さなお子様がいる方のゴミ出し労力の削減になればと、プラスの効果として期待しています。

当審議会におかれましては、環境負荷の削減もありますし、循環型都市の形成、その両面から十分にご審議いただくようお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

竹中課長：誠に申し訳ございませんが、佐藤副市長は次の会議がございます。ここで退席させていただきますので、ご了承ください。

佐藤副市長：よろしく申し上げます。

失礼いたします。

【清掃部門組織改正及び人事異動報告】

竹中課長：続きまして、本年度4月の組織改正及び人事異動について報告いたします。

まずは組織改正として、環境清掃部が環境部及び清掃部に別れ、清掃部が当審議会の事務局を取り扱うこととなりました。

清掃部長として、吉野が着任いたしました。

— 吉野部長、自席で起立、挨拶、着席 —

同じく清掃部次長として、高橋が着任しております。

— 高橋次長、自席で起立、挨拶、着席 —

続きまして、清掃部に属する課として、循環型社会推進課、清掃事業課及びビクリーンセンターが環境清掃部から移行しました。

以上3課の所属長は変更がございませんので、配付しております名簿にてご案内させていただきます。

次に、清掃施設計画課が新設となり課長として、山口が着任しております。

— 山口課長、自席で起立、挨拶、着席 —

以上にて組織改正及び人事異動の紹介を終了いたします。

【配付資料確認】

竹中課長：それでは、席の配置を一部変えさせていただきます。

その間に本日お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

— 「別添資料一覧」を読み上げ —

不足している資料がございましたら、事務局までお申出ください

【会長へ議長依頼】

竹中課長：これ以降の議事進行は、当審議会規則第3条の規定に基づき、三橋会長に議長をお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

【開 会】 午後2時10分

三橋議長：ただいまから「第74回市川市廃棄物減量等推進審議会」を開催いたします。

それでは、本日の会議を始めるに当たって、事務局から報告事項等がありましたらお願いいたします。

竹中課長：本日の会議につきましては、金子 正 委員、代谷 陽子 委員、金子 敏郎 委員、高橋 洋平 委員、稲垣 操 委員の5名の委員が所用にて欠席されていますが、委員15名の方の半数以上が出席でございます。

本審議会規則第3条第2項に定める会議開催の要件を満たしておりますので本会議は成立いたします。

なお、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議であることをご了承ください。以上でございます。

【傍聴者人数の報告】

竹中課長：また、傍聴者がいらっしゃいますので、ご了承ください。

- 傍観者を室内へ誘導する —
- 以上でございます。

【諮問理由等の説明】

三橋議長：本日の議題として、先ほど大久保市長から諮問されました、「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」事務局から説明していただくわけですが、その前に私からみなさんに話題提供させていただきます。

- 議長よりアラル海の講話 —

三橋議長：それでは「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」事務局から説明していただきます。

竹中課長：はじめに、諮問の理由と、このたび、3つの新たな施策の検討を進めていく背景などにつきまして、ご説明させていただきます。
まず、「諮問書の写し」をご覧ください。

- 諮問理由を読み上げて説明 —
- 以上であります。

続きまして7月4日号の「広報いちかわ」についてです。3面をお開きください。

続きまして、「広報いちかわ」の4面、5面の見開きの特集記事をご覧ください。

この記事は、本市のごみ処理の問題を踏まえて、さらなるごみの減量・資源化を進めるために、3つの新たなプランの検討をはじめ、市民の皆さんへお知らせするものでございます。

諮問理由にもありましたように、環境への負荷の少ない社会の構築に向けて、廃棄物の分野においても対策の強化が求められている中で、本市のごみ処理が抱える主な問題点を3つ、挙げております。

<問題 1：市内には最終処分場が無い>

その一つ目は「本市には、ごみの最終処分場がない」ということですが、クリーンセンターで、ごみの焼却や破碎処理した後は、焼却灰などの残さが、1年間で約1万6千トンも発生しており、その多くを市外の最終処分場への埋め立てに依存していることとございます。

この残さの埋め立て処分は、処分先の自治体や住民の理解のもとに成り立っておりますが、将来にわたって、本市のごみの処分が保証されている訳ではないため、より一層のごみ減量に努めていくことが求められる状況にあるということとございます。

<問題 2：クリーンセンターの建て替え>

二つ目は「クリーンセンターの建て替えが迫っている」ことです。

現在のクリーンセンターは、老朽化が進んでおり、あと9年、平成35年度末で稼働を終了する予定とございます。

施設の建て替えには、多額の費用が必要となりますが、建て替えをはじめの前に、さらにごみの減量を進めることができれば、建て替えの規模は一層小さくすることができ、建て替え費用や運営費用の削減につなげることが可能となります。

試算では、仮に、家庭からのごみ量が10%削減できれば、建て替え費用を約10億円も削減できる見込みです。

また、ごみの焼却量が削減できれば、ごみの焼却に伴う、温室効果ガスの発生も抑制できるため、地球温暖化対策にも役立つこととなります。

<問題 3：分別排出が不十分>

続いて右下の部分をご覧ください。三つ目の問題は「分別排出が不十分」ということです。

本市では、資源物とごみの12分別を導入し、様々な資源物の分別を促進することで、ごみの減量や資源化に取り組んでまいりましたが、分別すれば資源として再利用できる可能性のあるものが、燃やすごみの中に、まだ約3割も混入している状況とございます。

また、一部に、ごみの排出ルールに反した不適正な排出があり、危険物の混入により事故につながってしまったケースもあるということとございます。

<検討を始める3つのプラン>

そこで、市といたしましては、このような様々な問題に対応するため、さ

らなるごみの減量・資源化につなげていくための仕組みづくりとして、新たに3つのプランの検討をはじめます。

<プラン1：家庭ごみの有料化>

1点目は「家庭ごみの有料化」です。

この制度では、ごみを出す量によって、手数料の負担額が異なりますので、負担額を減らそうとする動機付けが働き、ごみの減量、分別の意識の向上を期待するものです。

また、受益に応じた費用負担の公平化にもつながるものと考えております。

<プラン2：戸別収集の導入>

2点目、3点目は、収集体制の見直しに関わるもので、一つは「戸別収集の導入」です。

昨年度の審議会でも議論いただきましたが、

家庭ごみ有料化制度導入の際の留意点として、有料化した場合には、不適正排出や不法投棄の増加が懸念されますので、有料化の導入に向けた検討と併せまして、建物ごとにごみを収集する、戸別収集方式の導入について、検討するものです。

現在の集積所収集方式は、ごみの排出者が特定しにくいことから、排出マナーの悪化の温床ともなっておりますが、戸別収集方式は、排出者を特定しやすく、行政による啓発や指導もしやすくなることから、排出ルールの違反が減少し、適正な排出が確保されることを期待するものでございます。また、高齢化が進展する中で、ごみの排出場所が近くなることで、高齢者等のごみ出しの負担が軽減されるメリットや、ごみの集積場所をめぐる、住民間のトラブルの解消にも役立つものと考えております。

<プラン3：ごみ収集回数の削減>

もう一つは、「ごみ収集回数の削減」です。

例えば、現在、燃やすごみは週3回の頻度で収集しておりますが、ごみを出す機会が減ることで、ごみを減量しようとする意識の向上を期待するものです。

また、家庭ごみ有料化の導入などにより、さらにごみの減量が進めば、それに応じて、ごみの収集回数が減っても、ごみを排出する上で十分に対応が可能であり、収集の効率性の確保にも効果があるものと考えております。

<3つの施策の検討>

市といたしましては、環境問題への対策や、本市のごみ処理の問題へ対応し、さらなるごみの減量、資源化を進めていくための仕組みづくりとして、以上の3つのプランを総合的に進めることにより、より一層のごみの減量・資源化を達成するとともに、環境にやさしいライフスタイルへの変革につなげて参りたいと考えており、このたび、諮問をさせていただき、今後、3つのプランの具体的な実施方法等につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

<市民意見の募集>

なお、市といたしましては、本審議会での議論と並行しまして、今後、住民説明会の開催などを通じて、市民の皆様のご意見を伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

【諮問理由等の質疑応答】

三橋議長：ありがとうございました。では、次の説明資料に入る前に、このたびの諮問事項や諮問理由について、質問や確認したい点がありましたらお出しただけいいですか。

いよいよごみの有料化に市川市が踏み切るということで、はじめに説明いただいた広報誌はわかりやすく書いてありますが、市民のみなさんにお金を払っていただくわけですから、抵抗はあると思いますが納得いただくために広報活動は重要になってきます。

今、説明いただいたように3つのプランを一体として進めるような方向で審議して欲しいという諮問内容でした。

柳沢委員：戸別収集の導入では、ステーションに比べて余分なものを捨てる人がいなくなるのはわかりますが、マンションとかはどう考えているのですか。

竹中課長：現段階ではまだどうするか考えていません。市民の皆様の意見を伺いながら決めていきたいと考えています。

三橋議長：他に諮問内容についてはよろしいですか。

それでは資料説明1・2についてお願いします。

【資料1・2の説明】（ごみ排出量・処理等の現状、基本計画の概要）

竹中課長：本市のごみの排出量や処理量の推移等の状況について、簡単に、ご説明さ

せていただきます。

<資料1の説明>

資料1をご覧ください。

1 ページ目は、資源物を含めた総排出量の推移でございます。
平成26年度実績の速報値を入れておりますが、平成26年度の総排出量は、25年度よりも約1.6%減り、約14万3千トンとなりました。
減少理由等につきましては、今後、細かく分析したいと考えておりますが、消費税率の引き上げ等の影響も大きかったのではないかと考えております。

2 ページから4 ページには、前基本計画の数値目標の指標に関する推移をグラフにしております。

資源物を含めた、1人1日あたりの排出量につきましては、前計画の目標を達成している状況でございますが、家庭ごみの収集量の内訳を見ますと、資源物の減少も大きく、燃やすごみの削減が順調には進んでいないということが分かります。

また、そのために、3 ページの下の焼却処理量や、4 ページの最終処分量等の残さの量についても、削減の状況が低迷している状況にございます。

5 ページの上のグラフは、家庭から出た燃やすごみの組成ですが、広報いちかわに掲載しましたように、分別すれば資源化の可能性がある資源物が3割近くも混入している状況があり、ごみの発生抑制に加えて、一層の分別を促進することで、ごみの焼却量や、焼却灰等の残さの量を削減していくことが、今後のプランの検討にあたって、留意すべき事項であると考えております。

<資料2の説明>

続いて、資料2をご覧ください。

これは、今年の5月に改定しました、平成36年度を目標年次とする、新しいごみ処理基本計画の概要でございます。

恐れ入りますが、本日は細かい説明は省略させていただきますが、1 ページから3 ページには、計画策定の趣旨や、ごみ処理の現状と課題をまとめております。

4 ページは、計画の目標に関する事項で、目指すべき将来像には、引き続き、「資源循環型都市いちかわ」、基本方針につきましても、前計画の考え方を踏襲した4つの方針を掲げております。

数値目標につきましては、将来人口やごみの排出状況の推移等を踏まえまして、新たな数値を設定しております。

続いて、5 ページにあります、重点的な取り組み事項について、ご覧ください。

新しい計画におきましては、昨年12月にいただきました答申に沿って、今後、重点的に取り組んでいく施策を位置づけております。

このたびは、これらの重点施策を具体化していくために、さらなるごみの減量・資源化に向けた施策として、3つの施策を総合的にご審議いただきたいと考えております。

説明資料につきましては、ここで一旦区切らせていただきます。

【資料1・2の質疑応答】

三橋議長：資料1及び資料2について説明がありましたが、いかがでしょうか。
ご感想や数字の読み方など。

松本委員：基本計画の計画期間が平成27年～36年までの10年間の設定なのですが、こんなに時間がかかるものなののでしょうか。

竹中課長：10年間の設定ですが、その中で今後5年間に重点的に取り組むものを分けていますので、すべてが10年というわけではありません。

三橋会長：国の環境基本計画も5年で見直ししてますよね。実際は5年で見直しをして、必要な問題が出てくればそのつど対応していると。

石井委員：今回の資源化では生ごみの資源化がないようなのですが。燃やすごみの中で生ごみが一番ウエイトがある中で、生ごみの資源化がないのはどうしてでしょうか。

竹中課長：組成の約3割が生ごみであり、受け皿が必要だとの指摘ですが、その前に、紙類やプラスチック類など受け皿があるものの資源化を、限られた予算の範囲で周知の強化を図りたいと考えています。生ごみの対策が必要なことは認識しています。

三橋議長：他にいかがでしょうか。
それでは、前に進めていきたいと思えます。

次の資料 3・4 の説明をお願いします。

【資料 3・4 の説明】（家庭ごみ有料化関係）

竹中課長：次に、家庭ごみ有料化の制度の内容について、今後、ご審議をいただく上で、確認しておきたい事項や、検討項目を中心にご説明させていただきます。

＜資料 3 の説明＞

資料 3 「家庭ごみ有料化制度について」をご覧ください。

＜1 家庭ごみ有料化制度の概要 の説明＞

はじめに、家庭ごみ有料化制度の概要です。

家庭ごみ有料化は、市町村が家庭ごみの処理についての手数料を徴収する制度であり、経済的なインセンティブ（動機づけ）を活用して、ごみの減量を図るものでございます。

具体的には、ごみの排出に用いる指定袋やシールを、ごみ処理費用の一部を含んだ価格で販売することで、ごみ処理手数料を徴収する方法が一般的となっております。

＜本市における現在の指定袋制について＞

なお、本市においては、分別排出の徹底や収集作業の効率性と安全性の確保を目的として、平成 11 年度から指定袋制を導入しております。

この制度では、指定袋は、市が製造業者を認定し、自由な流通形態のもとで販売されておりますが、指定袋の販売価格は袋本体のみの価格で、ごみ処理費用が含まれていないため、家庭ごみ有料化には該当しないものでございます。

なお、ごみ袋代を負担いただいていることで、既に有料化していると誤解されている方もいらっしゃいますので、今後、この点は、丁寧に市民に説明していく必要があると考えております。

＜（2）国の基本方針＞

家庭ごみ有料化につきましては、国においても、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中で、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進することを明確化しております。

< (3) 全国市町村等の実施状況 >

2 ページ目をご覧ください。

全国市町村等の実施状況でございますが、いわゆる「可燃ごみ」を対象として、全国、また千葉県内においても、約6割の市町村で導入されている状況でございます。

< 2 本市における位置づけ >

続いて、本市における位置づけでございます。

最初の説明の中で触れましたように、本審議会の答申を踏まえまして、新たなごみ処理基本計画において、目標を達成するための施策として、概ね5年間に重点的に実施すべき事項の一つに「家庭ごみ有料化制度の導入の推進」を位置づけております。

下の枠の中にございますように、基本計画におきましては、

その導入理由として、

家庭ごみの有料化は、ごみ処理に対する意識の改革につながり、ごみ減量と分別を促進し、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を高めていく上で有効な手段でありますことから、燃やすごみ等を対象にした制度の導入を進めるとしており、

留意することとして、制度導入にあたっては、制度の内容に加えて、本市におけるごみ減量や家庭ごみ有料化の必要性を市民に分かりやすく説明していくこととしております。

市としましては、このような点を踏まえて、仕組みの検討を進めてまいりたいと考えているものでございます。

< 3 家庭ごみ有料化制度の主な検討事項（案） >

続いて、4 ページ目をご覧ください。

有料化制度の仕組みづくりに関する、主な検討事項をご説明いたします。

< (1) 対象品目 >

1 点目は、対象とする品目でございます。

12 分別収集している家庭ごみの品目のうち、既に有料で収集している「大型ごみ」を除いたもののうち、まず、「燃やすごみ」は有料化の対象であると考えておりますが、それ以外の品目についても、有料化の対象とすべきかどうかを検討いたします。

本市における家庭ごみの分別区分と収集方法を表にまとめておりますが、検討にあたりましては、本市における有料化の目的、期待する効果、収集方法等を考慮する必要があると考えております。

< (2) 手数料の徴収方法 >

2点目は、手数料の徴収方法です。

一般的に、指定袋の販売による方式とごみ袋等に貼り付けるシールの販売による方式が考えられます。

なお、有料化を実施している県内の市は全て指定袋制となっており、また、取り扱いやすさからも、指定袋制による方法が有力ではございますが、その場合でも、指定袋はどのような大きさ、形のものを採用するのか、指定袋の流通・販売の仕組みをどのようにするのかといった、検討が必要となります。

< (3) 手数料の料金体系 >

続いて、6ページをご覧ください。

手数料の料金体系でございます。

料金体系については、主に「排出量単純比例型」と「一定量無料型」があり、検討にあたっては、ごみ減量・資源化への効果、住民の分かりやすさ、制度運用面等から比較してまいります。

排出量単純比例型は、ごみの排出量に比例した負担額・料金となるもので、例えば、ごみ袋1枚当たり何十円といった形の料金体系となります。

制度が単純で分かりやすいことや、制度運用に要する費用が比較的安価であることなどのメリットがある一方、料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性もございます。

一方、一定量無料型は、排出量が一定量までは無料であり、一定量を超えると、排出量に応じた負担が必要となるものです。

一定量までを無料とするため、ごみの量をその範囲に抑制する効果が期待できる一方で、一定量以下の範囲では、ごみの減量のインセンティブが働きにくいことや、例えば、世帯毎に一定量までを無料とするために、無料でごみ袋を配付するといった費用や手間が必要になるデメリットがございます。

家庭ごみ有料化を実施している市町村の多くで排出量単純比例型が採用されている状況にあります。本市においても、排出量単純比例型を採用すべきかどうか、検討してまいりたいと考えております。

<（４）手数料の料金水準>

続いて、手数料の料金水準でございます。

手数料の水準につきまして、全国の市町村の例を見ますと、ごみ袋本体の価格程度の低い水準のものから、ごみ袋の容量１リットルにつき２円程度までの範囲で設定されている状況でございます。

本市における手数料水準につきましては、ごみ減量・資源化への効果、住民の受容性、他市の料金水準、ごみ処理費用に対する負担割合などの観点から、総合的に検討してまいりたいと考えております。

<（５）手数料の減免等>

家庭ごみ有料化を実施する場合は、排出量に応じて、手数料を負担していただくことが原則でございますが、努力しても減量することが困難なごみや、有料化の対象としてなじまないごみ等につきましては、減免等の対応を検討する必要があります。

具体的には、乳幼児等の紙おむつ、ボランティア清掃によるごみ、剪定枝などにつきまして、他市町村の事例も参考にして、対象とすべきものを検討して参りたいと考えております。

<（６）家庭ごみ有料化の導入にあたっての留意事項>

最後に、家庭ごみ有料化の導入にあたっての留意事項でございます。

有料化制度の検討にあたりまして、その対象品目や料金体系など、手数料の徴収の仕組みを検討することに加えまして、

制度の円滑な運用、また、制度導入にあたって懸念される課題への対応といった視点から、留意すべき事項を検討することも、重要であると考えております。

具体的には、市民への周知、不適正排出・不法投棄への対応、手数料の用途・活用方法の明確化などの点について、ご意見をいただきたいと考えております。

<資料４の説明>

続いて、資料４をご覧ください。

これは、他市における家庭ごみ有料化の状況としまして、千葉県、東京都、神奈川県内で、有料化を導入している各市の、料金体系、対象品目、手数料水準を、導入年月が新しい順に表にまとめております。

1 ページ目の千葉県内では、排出量単純比例型のほかに、君津市と野田市で一定量無料型が採用されています。

対象品目として、いわゆる「資源ごみ」も対象にしている市は少数で、可燃ごみの料金水準としては、1円前後の市が多くなっています。

2 ページ目は東京都内の状況ですが、多摩地区の市では家庭ごみ有料化の導入が進んでおり、千葉県内に比べると、プラスチック製容器包装を対象にしている市もやや多く、料金水準も、1リットルあたり1.5円から2円程度の市が多くなっています。

3 ページは神奈川県内の状況です。鎌倉市が今年の4月から実施、逗子市が10月から実施する予定となっております。

なお、次回以降、手数料徴収の仕組みの検討にあたりましては、他市の事例として、もう少し詳しく見てまいりたいと考えております。

家庭ごみ有料化についての説明は以上で終わります。

【資料3・4の質疑応答】

三橋議長：今、家庭ごみ有料化制度について説明がありました。

既に実施している市町村もかなりあるという現状を説明してもらいました。今の説明について質問等はあるでしょうか。

三橋会長：他市における有料化の状況は何かの資料を参考にしているのですね。いくつかの市町村へ行って、現在行っている有料化についてうまくいっているとか、個別ケースについてはこれからかですか。これは環境省のホームページなどからの数字ですか。

竹中課長：独自に電話や書面で確認した事項もありますが、概ね会長のおっしゃった（とおりのホームページなどから集計した）状況です。

三橋会長：実際に有料化の問題を審議会で検討していく場合には、いくつか実際にやっている自治体のケーススタディを是非知っておく必要があります。新しく始めたところは試行錯誤があり、市川市とあまり変わらないだろうが、実施年月が長くなっているところでは、問題点を改善して成功、失敗した例などがあると思います。いくつかケーススタディを報告してもらって、市川市にあったやり方を作りだしていきたいと感じています。

三橋議長：いかがでしょうか。

われわれも有料化の問題をスタートするにあたって、どういった点に着目するのか、周辺の自治体が、いつごろからどういった形で実施しているのか、かなりわかった感じが致します。

質問が無ければ、次の資料5・6の説明をお願いします。

【資料5・6の説明】（近隣市の分別区分と収集回数、戸別収集）

<資料5の説明>

竹中課長：資料5をご覧ください。

これは、主な近隣自治体における家庭ごみの分別区分と収集回数でございます。

なお、これらの市と区のうち、可燃ごみについて家庭ごみの有料化を導入しているのは、千葉市のみとなっております。

また、収集方式につきましては、浦安市が一部で戸別収集方式を導入しております。

ここでは、主に、可燃ごみと不燃ごみ、本市でいう、燃やすごみと燃やさないごみの収集回数を中心にご説明いたします。

<可燃ごみの収集回数>

まず、可燃ごみの収集回数は週2回と週3回とに分かれますが、千葉市においては、容積のかさばるプラスチック製容器包装を資源として分別せずに可燃ごみとして排出しているのに関わらず週2回の回収となっております。また、都内では江戸川区や葛飾区のように週2回の自治体が多くなっております。

<不燃ごみの収集回数>

不燃ごみについては、近隣の他の市や区では、いずれも月に1回または2回の収集となっており、本市の週1回という頻度の高さが目立っております。

収集回数の削減に関しましては、ごみの減量と分別の促進、効率性の確保等の観点から、今後、どの品目の収集回数を削減していくのか、削減する場合の留意点等につきまして具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

<資料6 戸別収集について>

資料6をご覧ください。

これは、建物ごとに収集する「戸別収集方式」と、ごみ集積所から収集する「ステーション収集方式」について、いくつかの視点から比較したものでございます。

まず、主たる目的としまして、戸別収集方式は、排出ルールや、ごみの減量・資源化への意識の向上が挙げられます。

一方、ステーション収集方式は、主に収集の効率化を目的としています。

各方式のメリット、デメリットに関しまして、

戸別収集方式は、一般的に、ステーション収集方式に比べて、分別等の意識が向上しやすい、ルール違反ごみが出にくい、集積所管理が不要、ごみ出しの利便性が高いといったメリットがある一方で、収集効率が低くなり、収集コストが高くなるというデメリットがございます。

戸別収集方式の導入に関しましては、このような一般的に言われます、メリットの部分を高めていくことに加えて、デメリットの部分をも最小化していく努力が必要になると考えております。

市としては、さらなるごみの減量や資源化につながる仕組みづくりとして、家庭ごみ有料化だけではなく、収集体制の見直しに係る、ごみ収集回数の削減、及び戸別収集の導入につきましても併せて検討、実施していくことで、効果を最大化してまいりたいと考えております。

収集体制の見直しに関する説明は以上でございます。

【資料5・6の質疑応答】

三橋議長：只今、収集回数と戸別収集についての説明がありました。資料5、資料6についてご質問等がありますか。

大場委員：戸別収集と収集回数の削減をセットで効果を考えていくという話でしたが、資料5（に記載のある近隣市）では実際に（有料化に）取り組んだのは千葉市だけ。

一つは他市が（有料化に）取り組まない理由。

収集回数を減らすことでごみが減量となる数値が欲しい。資料として。

資料6ではメリット・デメリットを審議会へ提出していただきたい。

資料4についても、有料化について近隣市の状況に関する資料がない。先ほどの資料5と関連するが、それはなぜか。取り組んだ状況の資料が欲しい。

戸別収集だと、市川市は地理的に道路が広い地域だけでなく、狭いところもあり、人口、地形、住居形態等で他に類似した都市のサンプルを資料として提出いただきたい。

竹中課長：承知いたしました。資料として提出いたします。

岩田委員：資料5の千葉市の収集週2回は有料化を実施する前からなのですか。有料化と併せて実施したのでしょうか。

竹中課長：収集回数を減らした方が有料化よりも先です。

岩田委員：有料化によって回数は変化していない。

竹中課長：はい、そうです。

三橋議長：他にいかがでしょうか。

資料5、資料6については、これから審議会ですらいろいろ具体的な議論していくことになると思います。

それでは、引き続き事務局から資料7の説明をお願いします。

【資料7の説明】（今後のスケジュール）

竹中課長：資料7をご覧ください。

最後に今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

今回の諮問事項に関しましては、本日の会議を含めて、5回程度の会議を予定しております。

次回以降は、家庭ごみ有料化の制度に関する具体的な検討事項等に関しまして、順次、ご審議いただき、今年年末から来年の1月を目途に、答申をとりまとめて参りたいと考えております。

なお、市では、8月上旬に、市内5ヶ所の会場において、市民への説明会の開催を予定しており、様々な方法で、市民の皆様のご意見を募集していきたいと考えております。

また、その結果につきましては、次回以降の審議会において報告させてい

ただ予定でございます。

委員の皆様には、ご多忙のところ恐縮でございますが、答申のとりまとめに向けて、ご協力をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

【資料7の質疑応答】

三橋議長：今、今後のスケジュールについて説明がありました。ほぼ1か月に1回、5回の審議を経て答申を作るという計画になっています。かなりハードな審議会になると思います。スケジュール等に関して質問がある方はどうぞ。

福島委員：月1回の審議会で事務的にはきついと思うが具体的に検討するのであれば粛々ということなんだろうと思います。8月に5回の市民説明会で、何をメインテーマで説明するかきっちり打ち出されるといいと思います。

広報だと、減量・資源化・最終処分場なし・クリーンセンター建替え、財政的なもので、市としてお金の使い道をしっかりしろと言われかねない。

3つのプランでも有料化と回数の削減は負担が増えるが、戸別は若干メリットがあるため有料化とセットで導入が多いと考えています。説明するときにキャッチコピー的に、ごみを何%、何年までに減らすといった目標。例えば私がいた横浜市はG30ということで、ごみの30%削減を目標として打ち出したわけですが。

別の都市だと環境で日本一、個別のごみの排出量で環境省のランキング何位だとか減量・資源化都市として、市民が一丸となって取り組める目標があり、それをもとに説明できればいいと思いました。

三橋会長：今のご指摘は、非常に大切なことだと思います。ごみの有料化をテクニカルではなく、市川市の将来の姿と重ねて一緒に考えていくことを説明できればいいと思います。

原木委員：市民説明会のスケジュールで、最後に、以降も要望に応じて自治会等に説明会を開くと書いてあるが、一番大事なのは市民説明であるので、市内くまなく実施できるよう事務局の方でスケジュールを組んでいただいた方がよろしいと思いますが。

竹中課長：7月28日に自治連理事会におじゃまさせていただいて、新たな取り組みの協力をお願いする予定です。今のご意見も取り入れて検討します。

原木委員：バランスよくやっていただくのがいいと思います。

竹中課長：はい。

岩田委員：説明会という名前がピンと来なくて、説明会は住民に理解を求めていくものですが、我々はまだ具体的な案を持っていないわけですよ。

市民の方の意見を聴取するのが主な目的と聞こえたので、説明会では趣旨を明確にしないと市民の方から何も決まってないと言われてしまうかもしれない。

広報誌にパブリックコメントの話があったが、どこの段階で何に対して意見を聞くのか教えていただきたい。

竹中課長：今後ご審議いただいて、3つのプランについて実施計画案ができればパブリックコメントで意見をいただく考えです。

岩田委員：審議会のスケジュールからみてどのあたりになるのでしょうか。

竹中課長：年末か年明けに答申をいただきたいと考えており、それくらいの時期を予定している。

松本委員：銚子の処分場を10数年前に見に行ったとき衝撃的で、緊迫感がありました。処分場が終わるからということで、最終処分場がないことをもっと大きく出した方がいいと思います。何か大きなものがないと。千葉市に友人がおり、住民説明会は丁寧だったと聞いています。千葉市は3つのクリーンセンターの1つが無くなるという緊迫感があったということです。市民として、大変だと思えるものがあれば、住民説明会は大事なものなのでよろしくをお願いします。

三橋会長：住民説明会でよい反応が得られるように。敵意に満ちた意見だけのものになるとよくないですから。最終処分場がなく、他の地域の方に負担をかけていることをもっと訴えていく必要がありますよね。説明会は重視して、いい反応が得られるようにやってください。

今日は市長の諮問を受けて、今年いっぱい掛けて有料化を含めたごみの減量化に向けた答申をつくる役割を果たしていかなければならないわけです。そのために必要な情報を説明いただき、次回より具体的に内容の議論をしていくことになると思います。

【審議の終了】

三橋会長：他に何かご質問等、ございませんか。

特にないようでしたら、本日の議題は全て終了といたしますが、事務局から連絡事項などがありますか。

【事務連絡等】

竹中課長：次回の当審議会の開催日についてですが、8月27日（木）午後2時から開催したいと考えております。なお、正式な開催通知は後日郵送させていただきます。

以上でございます。

三橋会長：場所はまだ決まっていますか。

竹中課長：はい。

【閉 会】

三橋会長：それでは、以上をもちまして、
第74回市川市廃棄物減量等推進審議会を閉会といたします。
忙しい中ご参加いただき、ありがとうございました。

(閉会：午後3時30分)